

環境ビジョン 2

安全・安心・快適なまち

子どもからお年寄りまで、すべての人が日々健やかにくらすことのできる生活環境は、持続可能な地域社会を実現するための基盤となる重要な要素です。

本市は、東海地震、東南海・南海地震といった予測される大地震に係る地震防災対策強化地域や推進地域に指定※されており、効果的・効率的な被害軽減策が求められています。さらに事業活動、家庭生活等に伴う公害苦情等の未然防止体制の強化を行う必要があります。そのためには、地域が一体となり、早急かつ的確に行わなければなりません。

また、地球環境問題の深刻化により、自動車利用に係る環境負荷の低減や公共交通システムの向上といった交通政策にも取り組む必要があります。

これらは、奥三河地域の都市拠点としての市街地整備、少子高齢化対策、交通安全や防犯対策等のまちづくりと連動して行うことで、環境面だけでなくまちの賑わいや地域の活性化へと進展していきます。

わたしたちは、災害に強く、公害のない、地域だけでなく地球にとっても『安全・安心・快適なまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

※大規模地震対策特別措置法および東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で指定されている

1 防災

●災害対策

【防災体制の連携強化】

《消防力の強化》

「消防組織」

①常備消防力の強化

消防資機材の整備、増強や備蓄を進め、消防力の強化拡充に努めています。

また、消防職員の増員も年次計画に盛り込み、今後も消防施設整備の促進及び広域消防の推進により消防力の増強に努めています。

②消防団機能の強化

消防団は、市民に対する火災予防の広報、地震災害に関する広報、初期消火、救助活動、常備消防隊に協力しての火災防御、避難勧告・指示の伝達及び誘導、情報の収集及び伝達をその任務としています。このため、これらの行使に必要な活動資機材の改善、充実を図るとともに、訓練の実施等により質的向上を図っています。



《広域応援体制の整備》

地震災害の発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、県、市の各機関は応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平常時より広域的な応援体制の整備を図ることとしています。

「広域応援協定」

市域にかかる災害について適切な受援措置を講ずるため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合は、その応援内容についてあらかじめ相互に応援協定を締結し、実施体制を確立していきます。

「救援隊等による協力」

①緊急消防援助隊

大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練などを通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めています。

また、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（総務省消防庁）に基づく迅速出動を的確に実施できるように、その準備に努めています。

②広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めています。

③愛知県内広域消防相互応援協定

愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めています。

④愛知DMATによる医療救護活動

愛知県内外で大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMAT設置運営要領」及び「愛知DMATに関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるように努めています。

「中部環境先進5市との災害応援協定」

NGOが主催する「日本の環境首都コンテスト」に毎年参加し、上位の成績を収めていた中部地方の環境先進5市（多治見市、安城市、新城市、掛川市、飯田市）の間で、大規模災害が発生した際、食料などの生活必需品や、災害対応資機材、避難者収容施設等をお互いに提供するものです。

《防災学習ホール》

消防防災センターの1階に「防災学習ホール」が整備され、平成20年4月から一般市民向けにオープンしました。この防災学習ホールは、市民の皆さんができるだけの地域、そして「我が家」が災害時にどのような状況に置かれるのかを学び、災害への備えを日常生活で実践するきっかけを提供しています。



新城市消防防災センター（平井地内）



防災学習ホール

【地域自主防災の推進】

大地震が発生した場合は、交通機関などの途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されたりすることが予想されます。このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織において、火災予防、初期消火、被災者の救出救護、避難などを組織的に行うことが重要です。

また、自主防災組織の活動は、東海地震に関連する情報の正確な伝達、混乱の発生防止などについても大きな役割を果たすものと考えられます。このため市は、住民による自主防災組織の育成に努めるとともに、地域の施設及び事業所並びに公的団体等と有機的な連携を図ります。その際、女性の参画の促進に努めることや、いざという時には、日ごろからの地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関などのネットワーク化の推進に努めています。

《自主防災組織の活動》

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めています。

市内全地域に自主防災会が132団体組織され、地域に密着した活動が展開されています。それぞれの防災会では、防災会長、防災専門員を中心として防災訓練や災害備蓄品の整備などを実施しています。過去の大規模災害の例を見ても、自主防災会の果たす役割は重要であり、特に救助活動、災害時要援護者の避難支援・安否確認などの初期対応にはなくてはならない存在です。

「自主防災会の役割」

自主防災会は大規模な災害が発生した場合に、地域住民の救出救護、消火活動等の応急活動を実施するばかりでなく、日ごろから防災啓発や、防災点検、災害時要援護者対策などを実施し地域の防災力向上を推進しています。

「自主防災会各班の働き」

自主防災会では、防災会長、防災専門員を中心に消火班、情報班等の班が編成されており、組織的な防災活動が図られています。



八名中学校で行われた総合防災訓練の様子

《新城市防災ボランティア登録制度の活用》

市は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめボランティアによる被災地支援の意思のある個人またはグループを募集し「新城市防災ボランティア」として登録し、災害時における物資の輸送・整理、避難者の生活支援、避難所の管理・運営補助、給食・給水サービス、災害時要援護者への支援などの協力を要請します。

《防災ボランティアコーディネーター》

大規模な災害が発生したとき、市が設置するボランティア支援本部で各地から駆けつけたボランティアの受け入れを行い、支援を必要としている被災者のニーズ（求めていること）を把握し、適材適所へボランティアを派遣する「被災者とボランティアのパイプ役」です。

《新城市防災ボランティアの会》

設立：平成15年4月

会員：消防団O Bで組織されている3団体と、アマチュア無線の会、個人会員等

会員数：137人

活動内容：①演習訓練

②各種防災セミナー受講

◇平成26年度新城市防災ボランティアの会事業実績

番号	日付	会場	事業名
1	4月24日(木)	新城市消防防災センター	平成26年度新城市防災ボランティアの会定例会
2	7月5日(土)	新城文化会館	防災講演会、避難訓練コンサート
3	7月10日(木)	新城市消防防災センター	第1回役員会
4	7月26日(土)	浅谷公民館広場	災害ボランティア訓練会
5	8月21日(木)	新城市消防防災センター	第2回役員会
6	8月31日(日)	市内全域	自主防災会 統一訓練日
7	10月7日(火)	新城市消防防災センター	第3回役員会
8	10月26日(日)	新城市立東郷中学校	新城市総合防災訓練
9	1月25日(日)	新城市社会福祉協議会	防災ボランティアコーディネーター養成講座
10	3月25日(水)	新城市消防防災センター	第4回役員会

2 公害

●公害等の未然防止

【公害を未然に防ぐ体制強化と連携】

《公害苦情等の状況》

平成26年度の公害、苦情等の申し出件数は119件ありました。件数の内訳は、不法投棄が一番多く59件、次いで水質汚濁が22件でした。

また、典型7公害のうち一番多かった水質汚濁に関するものの内訳は、交通事故による車両からの油漏れなど、特に緊急を要する油の流出などによるものが最多でした。

市域が広い本市においては、豊川や矢作川の上流域としてすばやい対応を行う横断的な組織体制の強化に努めています。

◇公害・苦情等発生件数（平成26年度）

公害苦情の種類		件 数	公害苦情の種類		件 数
典型 7 公 害	大気汚染	1	典型 7 公 害 以 外	不法投棄	59
	水質汚濁	22		害虫等の発生	1
	土壤汚染	0		野生動物	3
	騒音	4		野焼き	16
	振動	0		その他	7
	地盤沈下	0			
	悪臭	6		小計	86
小計		33	合計		119

《騒音・振動に係る届出》

生活環境の保全、人の健康の保護の観点から、特定施設（著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場）の設置及び特定建設作業（著しい騒音・振動を発生する作業）の実施については、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要です。法律による届出の対象地域は、新城地区が該当します。

特定施設の設置届出

◇騒音に係る特定施設（平成26年度）

施設の種類	法 律				県 条 例			
	設置	変更	全廃	総数	設置	変更	全廃	総数
1 金属加工機械	1	34		218		3		241
2 空気圧縮機械等	1	13		391	13	13		723
3 土石用破碎機等	1	3		10	2			21
4 織機				6				0
5 建設用資材製造機械				5	1			8
6 穀物用製粉機				61				0
7 木材加工機械		3		79	1			46
8 抄紙機				0				0
9 印刷機械				9				5
10 合成樹脂用射出成形機				88				15
11 鑄型製造機				9				0
12 ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	—	5			103
13 送風機および排風機	—	—	—	—	2	3		341

施設の種類	法律				県条例			
	設置	変更	全廃	総数	設置	変更	全廃	総数
14 走行クレーン	—	—	—	—	—	—	—	15
15 洗びん機	—	—	—	—	—	—	—	0
16 真空ポンプ	—	—	—	—	—	—	—	25
施設の合計	—	—	—	820	—	—	—	1,543
工場等の実数	3	12		123	10	2		215

◇振動に係る特定施設（平成26年度）

施設の種類	法律				県条例			
	設置	変更	全廃	総数	設置	変更	全廃	総数
1 金属加工機械	—	—	—	241	—	—	—	177
2 圧縮機および冷凍機	—	-2	—	218	13	13	—	785
3 土石用破碎機等	—	—	—	12	2	—	—	28
4 織機	—	—	—	0	—	—	—	12
5 コンクリートブロックマシン等	—	—	—	4	—	—	—	3
6 木材加工機械	—	—	—	4	1	—	—	1
7 印刷機械	—	—	—	7	—	—	—	1
8 ゴム練用ロール機等	—	—	—	31	—	—	—	8
9 合成樹脂用射出成形機	—	—	—	94	—	—	—	21
10 鋳型製造機	—	—	—	10	—	—	—	0
11 穀物用製粉機	—	—	—	—	—	—	—	0
12 ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	—	5	—	—	97
13 送風機および排風機	—	—	—	—	2	5	—	524
施設の合計	—	—	—	621	—	—	—	1,657
工場等の実数	0	2	0	82	10	3	0	196

特定建設作業の届出

◇騒音に係る特定建設作業（平成26年度）

施設の種類	法律	県条例
1 くい打機等を使用する作業	7	2
2 びょう打機を使用する作業	0	0
3 さく岩機を使用する作業	37	24
4 空気圧縮機を使用する作業	17	24
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0
6 バックホウを使用する作業	86	452
7 トラクターショベルを使用する作業	2	
8 ブルドーザーを使用する作業	27	
9 建造物を動力・火薬等で解体・破壊する作業	—	2
10 コンクリートミキサー等を使用する作業	—	228
11 コンクリートカッターを使用する作業	—	98
12 ディーゼルエンジン原動機を用いる作業	—	0
13 ロードローラー等を使用する作業	—	464
合計	176	1,294

◇振動に係る特定建設作業（平成26年度）

施設の種類	法 律	県条例
1 くい打機等を使用する作業	10	6
2 鋼球を使用して破壊する作業	0	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	3	0
4 ブレーカーを使用する作業	34	58
合 計	47	64

《悪臭関係工場等の届出》

悪臭を発生させる工場等は、県民の生活環境の保全等に関する条例により、毎年悪臭物質の排出状況などについて届出をすることになっています。

《悪臭防止法に基づく規制》

市では、悪臭防止法による規制を平成21年3月1日から分析機器により測定する「物質濃度規制」を人間の嗅覚を用いて測定する「臭気指数規制」に変更しました。また、これに併せて、規制地域を旧新城地域から市内全域としました。

(臭気指数規制とは)

臭気指数規制は、近年の悪臭苦情に対応した規制として平成7年に導入され、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を臭気指数として数値化したもので、具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで希釈したときの希釈倍数(臭気濃度)の対数値に10を乗じた値です。

(規制地域の区分)

土地の利用状況や悪臭に対する順応性を考慮して、規制地域を3つに区分します。

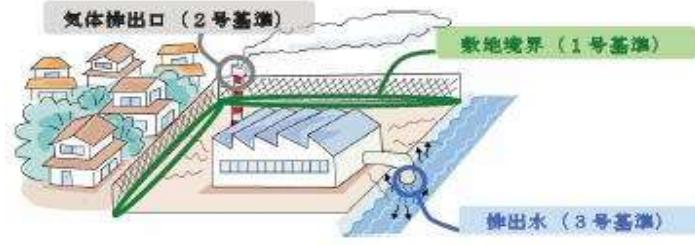
地域区分	内 容	区 分
第1種地域	専ら住居の用に供されている地域のような悪臭に対する順応の見られない地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第2種地域	第1種地域と第3種地域の中間に位置する地域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域
第3種地域	主に工業の用に供されている地域 その他悪臭に対する順応の見られる地域	工業地域、工業専用地域 市街化調整区域 都市計画区域外の地域

(規制基準)

規制基準は、規制地域の区分及び採取地点である敷地境界線(1号基準)、気体排出口(2号基準)、排出水(3号基準)の3点でそれぞれに各基準が定められています。なお、気体排出口及び排出水の規制基準は敷地境界の基準をもとに定めています。

地域区分	臭気強度	第1号規制基準 敷地境界線上	第2号規制基準	第3号規制基準
第1種地域	2.5	12	※	28
第2種地域	3.0	15	※	31
第3種地域	3.5	18	※	34

※悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出



臭気濃度（希釈倍率）と臭気指数の関数

臭気濃度	臭気指数	臭 气 の 状 態	※臭気濃度とは、希釈倍率のことをいい、臭気指数は次の数式で算出します。 臭気指数 = $10 \times \log(\text{臭気濃度})$
10	10	ほとんどの人が気にならないにおい	
16	12	気をつければ感じるにおい	
32	15	楽に感知できるにおい	
64	18	樂に感知できるにおい	

《環境保全協定の締結》

新城市は、市内で操業する企業と「環境保全協定」の締結を進めています。

環境保全協定は、環境汚染の未然防止及び環境保全に関する活動の推進に取り組むことを目的としています。平成24年12月には従来の環境保全協定を見直し、太陽光、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーに取り組む事業所を対象に含め（太陽光の場合は、高圧受電が必要になる50キロワット以上の事業用電気工作物の事業所）、また、「周辺住民とのコミュニケーションについて」を協定書本文へ盛り込みました。

◇ 環境保全協定締結事業所（平成26年度末現在）

環 境 保 全 协 定 締 結 事 業 所 名	地 区	業 種
株式会社大紀アルミニウム工業所 新城工場	新城	非鉄金属再生業
横浜ゴム株式会社 新城工場	新城	ゴム製品製造業
バルカーセイキ株式会社	新城	非鉄金属・金属製品製造業
株式会社トンボ鉛筆 新城工場	新城	事務用品製造業
コマツハウス株式会社	新城	鋼鉄製構造物製造業
日本特殊パイプ株式会社	新城	金属製品製造業
株式会社育良精機製作所 愛知新城工場	新城	電気部品加工業
光田屋株式会社	新城	洗濯業
中部鍛工株式会社	新城	鍛造製品製造業
サミット昭和アルミ株式会社 新城工場	新城	非鉄金属再生業
共和レザー株式会社 新城工場	新城	車輌用レザー製造業
セツツカートン株式会社	新城	ダンボール紙製造業
夏目金網工業株式会社	新城	鋼鉄製構造物製造業
株式会社相原製作所	新城	金属製品製造業
藤光工業株式会社	新城	木材・木製品製造業
新東工業株式会社 新城製作所	新城	一般産業用機械装置製造業
スミリン農産工業株式会社 新城工場	新城	有機培土・肥料製造業
株式会社エヌシーシー・ファクトリー	新城	自動二輪車車関連部品製造業
株式会社イノアックコーポレーション 八名事業所	新城	自動車関連部品製造業
中部丸筒株式会社 新城工場	新城	丸・角紙管製造業
大森木材株式会社 新城工場	新城	建築用木製組立材料製造業

環境保全協定締結事業所名	地区	業種
三菱電機株式会社名古屋製作所 新城工場	新城	電動機製造
宇都宮化成工業株式会社 新城工場	新城	農業薬品製造
イズテック株式会社 新城工場	新城	荷役運搬機械器具製造業
株式会社大仙 新城工場	新城	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 新城工場	新城	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 八名工場	新城	金属製品製造業
株式会社イノアックコー ポレーション 新城事業所	新城	自動車関連部品製造業
BASF INOAC ポリウレタン株式会社 新城工場	新城	化学工業実験
株式会社シンシロケーブル	新城	電線ケーブル製造業
横浜ゴム株式会社 新城南工場	新城	ゴム製品製造業
三河材流通加工事業協同組合	新城	木材流通、加工
株式会社新晃製作所 新城A D工場	新城	工業用パッキン製造
宇都宮工業株式会社 新城工場	新城	住宅部品製造業
知多産業運輸株式会社	新城	倉庫保管業
株式会社アイセック	新城	家庭科教材製造販売業
株式会社動研	新城	自動車部品等製造業
株式会社ホウセン	新城	産業用機械設計・製作業
山崎産業株式会社	新城	回転機械のメンテナンスとクレーンの製造
ユアサ工機株式会社	新城	金属加工
株式会社マテリアル新城 作手工場	作手	非鉄金属再生業
株式会社高木製作所 作手工場	作手	自動車関連部品製造業
大高精工株式会社	新城	金属製品製造業
株式会社マテリアル新城 本社	新城	二次合金製造業
碧海電気株式会社 新城太陽光発電所	新城	太陽光発電事業
中央設備エンジニアリング 新城メガソーラープロジェクト	新城	太陽光発電事業
岡田発電所	新城	太陽光発電事業
株式会社千葉 新城太陽光発電所	新城	太陽光発電事業
株式会社豊成 新城工場	新城	電動機製造
南発電所	新城	太陽光発電事業

《自動車騒音常時監視の状況》

市では、市内の主要道路の自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため自動車騒音状況の常時監視を行っています。自動車騒音常時監視は、市内の幹線道路などを対象にその道路に面する地域で、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価する区間を分割し、その区間ごとに、対象となる地域の環境基準適合状況を面的に評価します。

◇平成 26 年度自動車騒音常時監視結果

調査期間：平成 26 年 11 月 12 日から平成 26 年 11 月 13 日

調査区間：一般国道 301 号（杉山北から一鍬田畠中まで 3.9km）

調査方法：「環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」
(平成 10 年環境庁告示 64 号) の定めるところによります。

路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長	住居戸数	昼間・夜間とも環境基準値以下	
			(km)	(戸)	(戸)	(%)
一般国道 301号	新城市杉山	新城市一鍬田	3.9	884	879	99.4

※ 面的評価の対象は、評価区間の評価範囲（道路端から 50mの範囲）内における保全すべき住居等である。

(自動車騒音に係る基準)

環境基本法第 16 条第 1 項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

地域類型			環境基準 (L _{Aeq})		幹線交通を担う道路に近接する空間
A	第 1 種低層住居専用地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB 以下	昼間 70dB 以下
	第 2 種低層住居専用地域		夜間	55dB 以下	
B	第 1 種住居地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	夜間 65dB 以下
	第 2 種住居地域		夜間	60dB 以下	
C	準住居地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	(全地域共通) ※備考参照
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域		夜間	60dB 以下	
C	近隣商業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	(全地域共通) ※備考参照
	商業地域		夜間	60dB 以下	
C	準工業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	(全地域共通) ※備考参照
	工業地域		夜間	60dB 以下	

※備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

(1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は 4 車線以上の区間)

(2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

3 時間の区分については、昼間は 6 時から 22 時、夜間は 22 時から翌朝 6 時

《新城市クリーンセンターおよびその周辺のダイオキシン類調査》

市では、クリーンセンターからの排気ガスと焼却灰を埋立て処理する有海埋立処分場、クリーンセンター周辺地区の水質及び土壌において、ダイオキシン類調査を実施しています。

「調査地点」



「調査状況」

単位 (TEQ=毒性等量)

土壤 : pg - TEQ/g 大気 : pg - TEQ/m³ 水質 : pg - TEQ/リットル 底質 : pg - TEQ/g

調査項目 ・ 地点	環境 基準	測定 値									
		移動前	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
土壤	No.1	3.1			6.1					9.5	
	No.2	2.3				0.34					2.3
	No.3	2.5			11.0					4.2	
	No.4	6.0	3.3					8.1			
	No.5	5.4	2.2					2.1			
	No.6	0.65				0.32				2.6	
	No.7	4.7	2.3					5.5			
	No.8	13.0					8.5				
	No.9	2.6			0.72					0.8	
	No.10	18.0					12.0				
	No.11	1.8				1.6					2.4
	No.12	4.2		5.4					5.3		
	No.13	3.5		5.1					7.5		
大気	0.6	0.034	0.16					0.014			
水質	1.0	0.027							0.067		
底質	樋田川	0.14			0.83					1.4	
底質	豊川	0.032			0.083					0.28	
150											

調査項目 ・ 地点		環境 基準	測定 値							
			H22	H23	H24	H25	H26			
土壌	No.1	1,000				7.1				
	No.2						3.5			
	No.3					5.7				
	No.4		3.5							
	No.5		2.2							
	No.6						2.0			
	No.7		3.4							
	No.8		19.0							
	No.9					2.1				
	No.10		16.0							
	No.11						1.7			
	No.12				4.1					
	No.13				3.1					
大気		0.6		0.0062						
水質		1.0			0.035					
底質	樋田川	150				0.27				
	豊川					0.088				

◇クリーンセンターのダイオキシン類検査結果

TEQ=毒性等量

区分	排ガス (ng - TEQ/m³N)		ばいじん※1 (ng - TEQ/g)		焼却灰※2 (ng - TEQ/g)	
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
基準値	5.0	5.0	3.0	3.0	3.0	3.0
H13	0.018	0.020	0.15	0.16	0.014	0.00019
H14	0.00012	0.000021	0.33	0.80	0.00022	0.00064
H15	0.00054	0.0000043	0.086	0.23	0.00012	0.00044
H16	0.051	0.0	0.16	0.23	0.0002	0.0
H17	0.000014	0.000016	0.52	0.16	0.0015	0.00090
H18	0.0000063	0.0056	0.12	0.12	0.00043	0.0
H19	0.0013	0.00033	0.89	0.06	0.0	0.0
H20	0.00081	0.0032	0.080	0.052	0.0	0.0
H21	0.022	0.0059	0.060	0.48	0.0000096	0.000014
H22	0.00013	0.0024	0.19	0.17	0.00024	0.000038
H23	0.00000030	0.0015	0.000036	0.050	0.067	0.00000022
H24	0.0030	0.00017	0.092	0.069	0.0	0.0
H25	0.00054	0.000021	0.068	0.029	0.00051	0.0
H26	0.018	0.0012	0.22	0.99	0.00094	0.000079

※1 : バグフィルターで捕集された灰 (一般的には「飛灰(ひばい)」と呼ぶ)

※2 : ストーカーに残った灰 (一般的には「燃え殻(もえがら)」と呼ぶ)

◇有海埋立処分場ダイオキシン類測定結果

基準値 放流水 : 10pg - TEQ/リットル以下

地下水 : 1pg - TEQ/リットル以下

※単位 : pg - TEQ/リットル (TEQ=毒性等量)

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
放流水	0.00073	0.00012	0.000075	0.000040	0.00015	0.00098	0.000040	0.018
地下水1	0.00029	0.051	0.051	0.057	0.065	0.022	0.093	0.038
地下水2	0.56	1.0	0.062	0.29	0.069	0.026	0.12	0.045
区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26		

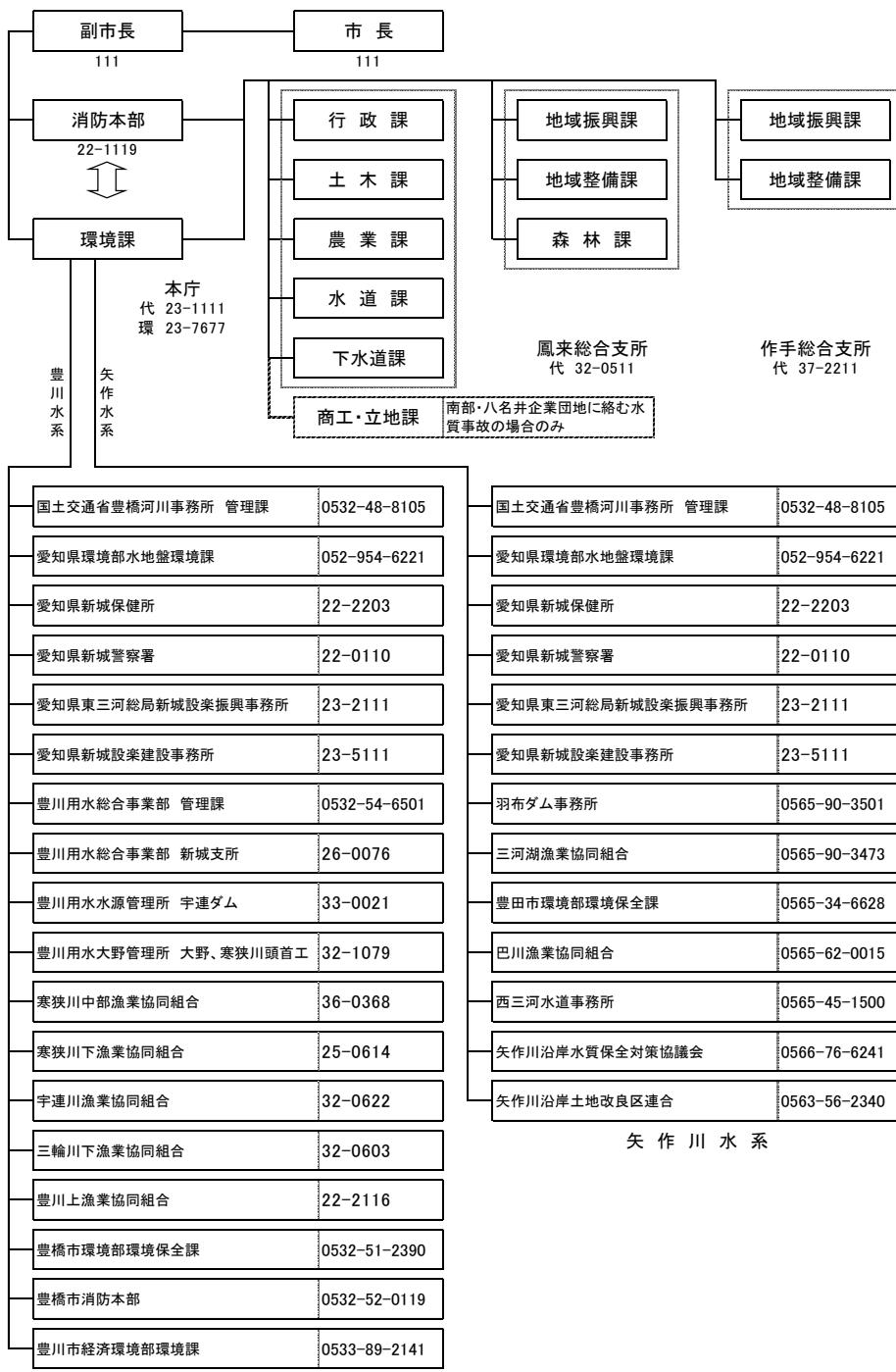
放流水	0.00014	0.000009	0.0061	0.000050	0	0		
地下水1	0.014	0.062	0.061	0.044	0.032	0.042		
地下水2	0.018	0.33	0.20	0.083	0.033	0.043		

【意識の高揚】

《河川水質汚濁緊急対策》

市内の河川等における水質汚濁事故発生に伴い、市民及び豊川下流域の人の健康及び生活環境の保全並びに自然・生態系への影響等に重大な支障をきたさないよう適切な措置を効果的に進めるため、関係各課相互の連絡調整を図ることを目的とした「新城市河川等水質汚濁緊急対策要綱」並びに「新城市水質汚濁対策連絡会」を設置しています。

「新城市河川等水質汚濁緊急時連絡網」（平成26年4月1日現在-毎年更新）



豊川水系

3 生活空間

●まちづくり交通政策

【公共交通機関の利用促進】

《新城市地域公共交通総合連携計画》

市では、総合計画で目指すまちの将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」を支える公共交通づくりのため、既存路線の維持というこれまでの考え方を改め、市民にとって満足度の高い、新たな公共交通システムの構築に向けて本気で取り組むことを念頭に、「新城市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成20年度から22年度の3カ年をかけて地域公共交通活性化・再生総合事業により実証運行の実施や運賃・ルートの見直し等を行い、利用者目線に立った路線の構築を図ってきました。平成23年度からは実証運行の3路線の運行を継続し、移動手段の確保を図っています。

『連携計画の目標』

市は、これまでの既存バス路線の維持を基本とした方針を改め、より住民にとって利便性が高く、かつ効率的な公共交通を作りあげるため、6つの推進ポイントを着実に実行することで、住民に親しまれ、住民が支え、住民にとって便利な公共交通網を構築します。

新公共交通システム推進の6つのポイント

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 運行形態・路線網の検討 | 4 バス関連施設の整備 |
| 2 ニーズの把握と反映 | 5 地域・利用者の参画 |
| 3 利用しやすい料金体系 | 6 積極的な情報提供 |

『連携計画の計画期間』

計画期間は10年間（平成20年度から平成29年度）とし、計画の実現を目指します。

『協議会の設置』

法定協議会として位置づけた「新城市地域公共交通会議」を設置しています。

《新城市地域公共交通会議・協議内容》

- 1 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項
- 2 新城市が運営する有償運送の必要性および旅客から收受する対価に関する事項
- 3 新城市的公共交通政策の推進に関する事項
- 4 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

《共通回数券対象路線の拡充》

新城市地域公共交通会議で協議した結果、中宇利線と吉川市川線の運賃を平成22年4月1日から200円に統一し、また10月1日からは作手線の運賃をそれまでの距離制からゾーン制とし、Sバス共通回数券の利用を可能としました。この回数券は200円のチケットが6枚綴りで1,000円（100円6枚綴りは500円）と、1回乗車分お得です。車内販売や商工会との連携により買物カードでの引き換えを始めたこと等で、回数券の売り上げは伸びています。

《ラッピングバス》

平成21年度には鳳来地区の塩瀬線車両に、平成22年度には新城地区の北部線車両に、バス通学児童が書いた絵をラッピングしました。

その後、作手地区の守義線、つくであしがる線の車両更新に合わせ、明るい雰囲気のラッピングを施した車両を導入しました。

現在4台のラッピングバスが市内を走っており、どのバスも地元のみなさんに親しまれ、小中学生の通学や高齢者の通院・買い物の足として活躍しています。



つくであしがる線ラッピングバス

《夏休み小学生50円バス》

夏休み期間中に小学生と保護者の方にバスをより多くご利用いただくため、東三河8市町村内を運行するバス（一部を除きます）の子ども運賃を1乗車50円（通常の運賃が50円未満の場合はその運賃。）とする取組を行いました。

この事業は平成24年度から実施しており、路線バス事業者と東三河8市町村が連携して実施したもので、平成26年度も多くの小学生が利用しました。

●防犯対策

【犯罪を未然に防ぐ環境整備】、【防犯組織・体制づくり】

“安全・安心して快適に暮らすことのできるまちづくり”を行うためには、私たちのまちづくりに対する“自覚と行動”が必要です。また、市民や各事業所、市等がそれぞれ協働して、積極的に取組みを行うことが不可欠です。

このため、市ではその実現に向け、しんしろ安全・安心で快適なまちづくり条例に基づいて、市民・事業所・市等の行動主体ごとの取組事項・取組方向を示した、「しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画」を作成しました。この行動計画に沿って“市民総ぐるみのまちづくり運動”を展開していきます。

《取組項目》

(安全・安心なまちづくり)

- 1 犯罪の防止に関すること
- 2 地域防犯力の向上
- 3 犯罪が起きない生活環境づくり
- 4 子どもの安全確保
- 5 その他安全・安心なまちづくりに関すること
(快適なまちづくり)
 - 1 ごみのポイ捨て等の防止に関すること
 - 2 ペット（動物）の適正な管理に関すること
 - 3 喫煙者のモラルに関すること
 - 4 空地および空家の適正な管理に関すること
 - 5 落書き等の防止に関すること
 - 6 その他快適なまちづくりに関すること



防犯キャンペーンの様子

《放置自転車への対応》

最近市内の駅周辺などには自転車が乱雑に駐輪され、中には長期間放置されているものもあります。放置自転車は安全な通行の妨げになるばかりでなく、防災や都市景観などの面からも社会問題となっています。

◇放置自転車の状況

平成 26 年度中撤去台数 86 台



《地域安全灯設置費補助制度》

地域住民の交通安全対策、防犯対策を積極的に推進し、地域の安全を確立することを目的として、地域安全灯（LED を光源とするものに限る）を設置する行政区に対し補助金を交付しています。

(平成 26 年度の実施状況)

○補助金交付額 9,723,000 円 574 灯 (80 行政区)

※上記の 574 灯 (80 行政区) のうち 486 灯 (62 行政区) については、地域自治区予算事業を活用して別に 3,971,700 円分を上乗せして補助を実施しています。

